

「平和への権利がやってきた!-わたしたちができること」 対談報告 (室蘭・札幌)

室蘭工業大学大学院工学研究科准教授 清末 愛砂



室蘭会場

国連総会で「平和への権利宣言」が採択される直前の2016年12月16日と17日に、北海道の室蘭市と札幌市で、「平和への権利がやってきた!-わたしたちができること」と題する対談企画 (共催: 平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会、平和力フォーラム、室蘭工業大学大学院工学研究科ひと文化系領域・清末愛砂研究室) が行われた。両企画ともに、対談者は前田朗さん (東京造形大学教員) と私が務めた。室蘭はあいにく冷え込み

が厳しく、凍結等で道路状況も悪かったため、参加数が期待よりも少なかった。

日本の平和運動では、国連人権理事会で平和への権利が審議されてきたこと、世界各国のNGOが平和への権利の国際法典化を求めて、国連で長年にわたり活発にロビーイング活動をしてきたことだけでなく、そもそも平和への権利とは何か、ということがほとんど知られていない。北海道でも同様である。そのため、<平和への権利>という言葉は初めて耳にする参加者が多いこともあり、同宣言採択に向けた経緯、国連人権理事会で採択された宣言案の条文解説から対談を始めた。その後、日本国憲法上の平和的生存権との違い、良心的兵役拒否の権利 (例として、パレスチナを占領するイスラエルの徴兵制)、大国による軍事介入・攻撃や内戦を長年経験してきたアフガニスタンの人民にとっての同宣言の意味、および平和への権利の活用方法と今後の課題等の各論に入った。

参加者には参考資料を配布したものの、両地区のイベントともに関連用語や経緯をなんとなくでも理解してもらうためには、しばし時間を要したようだった。それでも、対談後に参加者から出された質問や意見から、国内の政治情勢の流動化が進み、明文改憲が刻々と迫る状況下に置かれているからこそ、ガルトゥングの提唱により発展してきた平和の概念をあらためて考え直し、平和が人権や権利の枠組にあることを再確認する手がかりをなんとか見いだしたいと考えていることが伺えた。また、安保法制下で自衛官が



札幌会場

任務拒否の権利を行使する上で、平和への権利を活かすべき/活かせる状況にならなければならないという意見も出された。

国連総会で採択された平和への権利宣言は、NGO側が求めてきたものに比べると非常にシンプルなものとなり、NGO間でも評価がわかれている。だからといって、この状態を嘆くよりはむしろ平和への権利という考え方を日本を含む国際社会のなかで広く浸透させ、関連する各現場で言及し続けることでその実効性を高めていく方がはるかに建設的である。また、それが同権利の将来の発展に続く。今回の北海道での二つのイベントを通し、参加者とともにその点を共有できたのではないと思う。近い将来、今回のイベントの第二弾となるような企画を北海道で計画したい。また、メディア関係者にも、平和への権利に関連するニュースを取材してもらえるよう積極的な働きかけをしていきたいと考えている。